

尾張旭市選挙管理委員会（平成28年第7回）会議録

- 1 開催日時
平成28年6月2日（木）
開会 午前10時
閉会 午前10時22分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 302会議室
- 3 出席委員
委員長 水野紀彦
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 田中健一、次長兼係長 矢野嘉通、書記 永谷尚子
- 7 議題
第22号議案 選挙人名簿の登録について
第23号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第24号議案 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
第25号議案 在外選挙人名簿の登録について
第26号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第7回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、定時登録の関係と第24回参議院議員通常選挙に関する議案でございます。また、急ではございますが、在外選挙人に関する議案を追加で提出しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いいたします。</p>
-----	---

<p>委員長</p>	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。前回会議録につきまして、既に配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは前回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>まず、6月の定時登録に関する第22号議案、第23号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは第22号議案、第23号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第22号議案の「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを2日に登録しなければならないとされており、本日は6月の定時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>それでは、議案をはねていただきまして、「平成28年6月2日定時登録業務」をご覧ください。今回の登録は、3月2日に行いました定時登録以降の該当者について行うものでございます。</p>

まず、被登録資格につきましては、同法第21条により、年齢要件として、年齢満20年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されているかたとなっております。

このため、今回新規に登録されるかたは、年齢要件としましては、平成8年3月3日から平成8年6月2日までの出生者、住所要件としましては、平成27年12月2日から平成28年3月1日までの転入者ということになります。

次に第23号議案の「選挙人名簿の登録の抹消について」でございます。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿の登録者について抹消しなければならない事由に該当するに至ったかたを、名簿から抹消するものでございます。

今回の抹消は、3月2日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消されるかたは、平成28年3月2日から平成28年6月1日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成27年11月2日から平成28年2月1日までの市外への転出者でございます。

次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。

また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。

なお、登録者名簿につきましては、公職選挙法第23条第1項の規定により、明日、6月3日から6月7日までの期間、縦覧に供することになります。

第22号議案及び第23号議案の説明については以上でござ

	<p>ざいます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、ご確認をお願いいたします。</p>
委員長	<p>では、第22号議案及び第23号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第22号議案及び第23号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第22号議案及び第23号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、参院選関係の議案に移ります。</p> <p>第24号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第24号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第61条及び同法施行令第67条の規定により、市の選挙管理委員会は開票管理者及び</p>

	<p>その職務代理者を選任することになっております。今回の選挙につきましては、開票管理者には水野紀彦委員長を、開票管理者の職務代理者には委員長の職務代理者の谷口紀樹委員にお願いしようとするものでございます。</p> <p>第24号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第24号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第24号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第24号議案は可決されました。</p> <p>次に本日提出された追加議案に移ります。</p> <p>在外選挙人名簿に関する第25号議案、第26号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、まず第25号議案「在外選挙人名簿の登録について」ご説明いたします。</p>

	<p>公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、議案の2枚目にあります1名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>次に第26号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を喪失したとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、議案の2枚目にあります6名の方が、国内に転入して4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の5月24日時点の登録者数、今回、6月2日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回登録する1名のかたが増え、6名の方が減りますので、46名のかたが在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第25号議案及び第26号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第25号議案及び第26号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

委員	在外選挙人名簿と通常の選挙人名簿は別に管理しているのですか。
書記長	別で管理しております。
委員長	他にご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第25号議案及び第26号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第25号議案及び第26号議案は可決されました。 本日の議題は、これで終了しましたが、事務局から何かありますか。
事務局	○ 次回日程確認 選挙時登録前に1回開催⇒日程調整（6/13～6/17） ○ 参議院議員通常選挙 県選出立候補予定者説明会出席者の情報提供

委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。
-----	------------------------------